

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定によつて、地域森林計画を変更しようとするので、同法第六条第一項の規定によつて、当該地域森林計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十七年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画 区 の 名 称	関 係 市 町	備 考
江の川上流	三次市、庄原市、安芸高田市	(樹立) 平成二十七年広島県告示第十一号
太田川	広島市、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	(樹立) 平成二十六年広島県告示第十六号 (変更) 平成二十七年広島県告示第十二号
瀬戸内	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、大崎上島町、世羅町	(樹立) 平成二十三年広島県告示第一千四百三十三号 (変更) 平成二十五年広島県告示第四十四号 (変更) 平成二十六年広島県告示第十七号 (変更) 平成二十七年広島県告示第十二号

二 縦覧場所

広島県農林水産局林業課並びに関係広島県農林水産事務所及び農林事業所

三 縦覧期間

平成二十七年十一月五日から平成二十七年十一月三十日まで